

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課) 一

告示

ページ

○宮城県告示第五百十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十一年六月一日

宮城県知事 村井嘉浩

皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林

同一の単位とされる
保安林の種類

本吉地区

北上川下流

石巻地区

迫川地区

江合川上流

鳴瀬川上流

江合川下流

黒川地区

仙台地区

白石地区

三八七・六八

四七〇・二四

一九四・六六

一、〇四三・七八

七〇二・二三

一、二九九・〇〇

〇・八四

魚つき保安林

干害防備保安林

土砂流出防備保安林

本吉地区

北上川下流

石巻地区

迫川地区

江合川上流

鳴瀬川下流

江合川上流

黒川地区

仙台地区

白石地区

石巻市

氣仙沼市

東松島市

栗原市

登米市

角田市

白石市

仙台市

石巻市

柴田町

丸森町

大和町

大郷町

加美町

女川町

南三陸町

石巻市

氣仙沼市

東松島市

二五・七一

八・一三

一九・七七

七八・四六

一六・四九

二五四・三〇

一一・六五

五六・六六

三九・九八

一九八・九五

五・一八

二二・六二

三・三〇

二・〇八

二・〇八

八・七七

一・四三

四・〇八

五・一四

五七・五四

〇・九七

二・七二

三・六〇

〇・二六

六・七二

一五・一六

〇・七五

一八・九六

一八・九六

二・一四

〇・一四

保健
保安
林

富城南部 富城北部 南三陸町 本吉町 女川町

七〇一五〇〇〇〇
一〇六九四四八八